

10月1日から タクシー運賃助成事業がはじまります

■問合先／都市整備課（☎ 58-5111・75-3111 代表）

- ヤマザクラ GO ミニは9月30日（土）で運行を終了します。
- デマンド型乗合タクシーは10月1日（日）からタクシー運賃助成事業へ変わります。

【タクシー運賃助成事業】

| | |
|-------|---|
| ①対象者 | ・市内在住の75歳以上の方（令和5年度中に75歳になる方も含む） ・市内在住の18歳以上74歳以下で運転免許証を持っていない方 ※18歳以上（高校生を除く）の方で大型自動二輪車・普通自動二輪車（400cc以下）・ 原動機付自動車（50cc以下）のみの免許証保有の方は、助成券の対象となります。 |
| ②助成内容 | 1枚500円のタクシー運賃助成券を交付／令和5年度は24枚を交付 |

【申請方法】（A・Bいずれかの方法で申し込みください）

A

タクシー運賃助成券申請書に必要事項を記入し、各種身分証のコピーを貼って、市役所都市整備課（大和庁舎）に提出してください。

B

おすすめ!



お持ちのスマートフォンでQRコードを読み込んで、必要事項を入力、各種身分証の画像を添付し、申し込み。

助成券

お手元に助成券が届きます

10月1日（日）から使用したい場合は**8月31日（木）までに申請**してください。

【助成券の使い方】

① 直接タクシー事業者へ電話

助成券の利用を伝えておくとスムーズ



【利用できるタクシー事業者】

○内田タクシー（☎ 0296-55-0122）

○岡田ハイヤー（☎ 0296-75-2009）

※営業時間や運賃等については、各タクシー事業者へお問い合わせください。

※この事業者以外は利用できません。

② 目的地に着いたら、料金500円毎に助成券が1枚利用可能



助成券を運転手さんにお渡しください。

例：料金1,800円であれば、助成券3枚を利用でき、300円の支払いとなります。

お釣りは出ません

※市外への移動も対象となります。

（市外から市外への移動は対象外）

【注意点】 申請された本人以外の使用はできないため、利用時に本人確認が求められる場合があります。助成券を紛失した場合、**再発行はできません**ので、ご注意ください。

【デマンド型乗合タクシー利用券の払戻について】（10月1日（日）～令和6年2月29日（木））

- 場所・時間／桜川市商工会議所若瀬事務所または真壁事務所（9時～16時） 平日のみ
- 注意事項／**表紙のついた**利用券をお持ちください。10枚1束でなくても返金の対象となります。
※免許返納記念品については返金対象外となります。